

ホームページ利用規約

第1条(和歌山県トラック協会青年協議会ホームページの目的)

青年協議会の運営するホームページは、会員への情報提供および会員間のコミュニケーション並びに外部への情報発信等を目的として運営される。

また、事業日程、年間スケジュールの公開により青年協議会と会員間の情報通信アプリケーションとして、効果的な活用を促すことを目的とする。

第2条(会員の種類および資格)

- (1) 一般会員(当青年協議会加盟の会員)
- (2) OB 会員(当青年協議会加盟中に卒業した会員)
- (3) その他(当青年協議会役員会で承認された者)

第3条(会員サービス)

当青年協議会に加盟し本規約を承認のうえ、各サービスの提供を受けることができる。

但し、本サービスの利用に必要な通信機器、ソフトウェア、および通信料金は各会員が個別に準備する。

- (1) 会員ページ(会員一覧および各会員ページ)
当青年協議会に加盟する会員は、青年協議会が運営するホームページに会員情報を掲載することができる。また各会員のホームページへのリンクにより情報提供を行えるものとする。
- (2) 会員情報(投稿型掲示板)
当青年協議会に加盟しパスワードを与えられたものが更新できるものとし、第三者を含むすべての会員が閲覧できるものとする。
- (3) 掲示板(第三者書込可能掲示板)
第三者を含むすべての会員が掲示板への書き込みを行えるものとする。但し、不適切な書き込みの削除については、会長の判断により速やかに行い、後日委員会に報告を行う事とする。
- (4) 年間スケジュール
スケジュールが確定したのから随時更新され、第三者を含むすべての会員が年間スケジュールを閲覧、確認できるものとする。
また、過去のスケジュールデータについても一定期間閲覧、確認が行えるものとする。

- (5) 事業日程
事業日程の更新・削除については、パスワードを与えられた者が行い、最新の事業日程(予定)について、第三者を含むすべての会員が閲覧、確認できるものとする。
但し、日程を終えたものは年間スケジュールの閲覧による確認のみとする。
- (6) 委員会組織図
第三者を含むすべての会員が委員会組織図を閲覧、確認できるものとし、役員改選後は会長の指示により速やかに更新され、すべての委員が掲載されるものとする。
- (7) リンク集
リンク先の追加・削除は、青年協議会、役員会およびIT委員会の承認を得て行われる事とし、第三者を含むすべての会員が閲覧できるものとする。
- (8) 会長あいさつ
当青年協議会の会長は、青年協議会が運営するホームページに写真とともにあいさつ文が掲載され、第三者を含むすべての会員が閲覧できるものとする。
また、役員改選により新たに会長が選任された場合は、速やかに掲載内容が変更されるものとする。

第4条(年会費)

- (1) 一般会員
一般会員は、当青年協議会の会費を以って協議会が運営するホームページの会員サービスを受けることができる。
- (2) OB 会員
OB 会員は、当青年協議会会則により、メンテナンス料年間 2 千円、および掲載内容の変更時に千円を納める事とする。
- (3) その他
その他の当青年協議会役員会で承認された者については、青年協議会、役員会およびIT委員会にて別途協議される事とする。

第5条(掲載事項の変更)

会員ページの掲載事項に変更が生じた場合には、青年協議会、役員会、IT委員会に速やかに連絡し内容の変更を行う事とする。
また、コンテンツの追加・廃止に伴う改定は、すべての会員が公平に当ホームページによる情報提供、情報発信の恩恵を受けられる内容でなければならない。

第6条(掲載期間および更新)

当青年協議会が運営するホームページの掲載期間は、当該会計年度(4月1日から3月31日)の1年間とし、当協議会の総意によりその期間は更新されるものとする。

第7条(禁止事項)

会員(利用者)は以下の行為を行わないものとする。

- (1) 管理パスワード等を不正に使用する行為。
- (2) 性風俗およびアダルト、宗教、政治又は選挙に関する活動やこれらに関連する内容の掲載・流布。
- (3) 他の利用者、第三者を誹謗中傷や名誉毀損およびそれに順ずる行為。
- (4) 他の利用者、第三者の著作権、財産、肖像権およびプライバシーやその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
- (5) 他の利用者、第三者に不利益または損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
- (6) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の会員(利用者)または第三者に提供する行為。
- (7) 本人、他人に関わらず氏名、電話番号、住所などの個人情報を投稿、掲載する行為。
- (8) その他当青年協議会が不適切と判断する行為。

第8条(免責事項)

当協議会が運営するホームページは、天変地異、ウイルス、サーバートラブル、通信事情等の不可抗力により、サービス提供が不可能になる状況が発生した場合には、その状況の止むまでの間、サービスの提供は停止され、義務を免れる。

第9条(退会および卒業)

当青年協議会を退会または卒業した場合には、ホームページ上に掲載された会員情報は削除される。但し、希望により当青年協議会より承認を受けたOB会員はこの限りではない。

第10条(規約の変更・承認)

本規約の変更については、当青年協議会、役員会から会員に対し、変更内容の通知を発信した場合、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなす。